

議 事 日 程 （第2号）

平成30年9月13日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第2号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第3号 平成29年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第4号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第5号 平成29年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第6号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	教 育 長	安江雅信
参 事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
国保診療所 事務局長	河田孝	保健福祉課長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次 長	安江由次
--------------	------

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第2、認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第7号までの7件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は、せんだって決算審査意見書というのを監査の方から読み上げていただきました中で、意見書の4ページにありますところの総括的な文章の中段にあります、各団体への補助金と申請事務に当たっては、団体事務局サイドの目線だけではなく、繰越金が補助金を超えていないかなどとなされている部分なんですけれども、繰越金といっても結構捉え方が曖昧になってしまって、団体全体の総括的な繰越金だとか、事業単体の繰越金であるとか、もしくは単年度の増減の部分を目指すのかというところが意図的な曖昧さでわかりかねていましたので、監査委員の方にこの繰越金の意図だけちょっともし御説明願えればと。

○議長（樋口春市君）

安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

今、質問ありましたのは、山村振興事業の中の施設管理委託事業のことを掲げておりますけれども、これは宮代のオートキャンプ場の管理費に当たりますけれども、決算審査のときに実績報告書を見せていただいた限りでは施設の利用率、村から委託されております管理費の合計と、それから実際に草刈りとかいろいろの管理をされた分を差し引きしますと、残額が出ておるような状況でございましたので、今後管理費の算定、取り扱いを留意いただくように指摘をさせていただくものです。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

決算説明資料の10ページの指定寄附金のところで、ふるさと思いやり基金がありますが、今年度、29年度は4,039万円あったということで、前々年度、27年度は2,300万、28年度は3,001万と年々ふえていって、とてもありがたいことなんですが、46ページのそのものに対するふるさと納税の還元記念品と送料に関して、それを引くと1,500万ほどしか残らない計算になります。

総務省のほうでは、還元品を3割にするという方針が出ておりますが、ちょっとこの金額が多過ぎではないかと思うんですけれども、それについての見解をお伺いします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

ふるさと納税を当初始めるときに、村長といろいろ相談もさせていただいたわけなんですけれども、まず私の部門は産業振興課ということで、村内の産業の振興ということをもまず一つ考えていただきたいなど。それは、やはり農家が一生懸命お米をつくっておったりとか、そういったことで耕作放棄地もなくしたいというような当初考えもございました。また、村内の産品が外へ出ていくといことは、村の振興につながるということを基本に考えてやっておりました。

当初は、今3割というのはここ去年ぐらいからの話でありまして、当初は5割を基準に考えておりました。そういったことから、まずお米とか、それから第三セクターで扱っておるもの、よそから持ってきたものというののうちの場合は除外を最初からしておりますし、そういったことから村内で生まれたものを出すということをポリシーにやってきております。そういったこと、先ほど申しましたとおり5割というのを基準にしておったものですから、それプラス送料というようなこと。

それから、米に関しましては、昨年までは大明神から入れておりましたが、12月には農家に配分したいというような意向もございましたので、いわゆる要る分一括仕入れということで、こ

ちらで保管をして、JAさんとか田代さんの冷蔵庫をお借りして、来た分ずつ出していくというような、いわゆる在庫を抱えるような状況になりますので、それが翌年の、29年としますと30年の秋までもたせるような状況でおらないかんもんですから、そういった形で結局、支出と収入のバランスというか、3割とか5割というようなふうにはならないということでございます。よろしかったでしょうか。

○議長（樋口春市君）

今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

課長の答弁に補足というか、私の考え方も一応話をしてくれたとおりでございますが、2つ意味があって、最初は本当にふるさとを愛する気持ちから自分の生まれて、子供たちが育ったそういったところへの寄附金として都市部のお金を地方へ移したいということで、特典をつけて総務省が考えた制度であったわけです。ところが、還元品のところで、非常にいいマーケットといいますか情報発信がいいということと、一番いいというか特典があったのは税制上ですごくいい特典があるということで、皆さん同じものを買うならこれで買ったほうがいいのかという端的な消費者心理もあって、加熱の一方で、昨年総務省が一応警告を出したんですね。見直す、見直さないという話で、現在問題になっておるのは見直さないと答えた町や村。東白川村は一応見直すということでお答えはして、送料だけはちょっと別に経費として計上するとかというようなことで、何とか総務省の意向に沿った中での運用を、特に東白川村が堅持してきたのは地場産品に限るということでございます。

今回、きのうの新聞報道にもありましたように、今度は税制そのものを、いわゆるルールを守らないところは、税額上の控除をしないよというようなところへ踏み込んでくるよということが発表になっておりますので、これが正式に決まってきましたら、それに対応しなきゃいけないとは思いますが。

ただ、課長が答えたように、寄附をいただくということは、いただいた寄附を総務課のほうで管理しまして、しっかりと財源として寄附をされた方々の思いが届くように、資料にも出してありますようにいろんな事業に財源として充てております。一方で地域振興というか、地場産品の販売のツールとして、産業振興の面で予算を持って、そこで地場産品を買い上げて全国へ発信、お届けができるということで、例えば極端な例を言うと、1万円寄附をいただいて8,000円お返ししても、それで8,000円は行政には残らないけれども、地元へ還元されていますので、私は、これはすばらしい制度やと思って続けていきたいんですが、先ほど説明したように総務省のほうがかげしからんというような町や村や市があるというようなことで、制度を見直すということですので、これへの対応を今後考えていくということでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

決算説明資料の22ページにあります日本で最も美しい村推進事業についてなんですけれども、全協の折に村長の意図ですとか思い等、それから現状における効果等を説明していただきまして、その点につきましては、本当に十分な納得もできますし、今後も応援していただけるような体制ではないかと思えます。

ここで質問を入れたいのは、実は村長の思いが村民に伝わったがゆえの話になるんですけれども、この村が美しい村というのを掲げて、美しい村というものに力を入れているということは、本当に住民の方々はみんなよく御存じで、それに対して一定の協力ですとか理解が得られているというのは実感しています。ですが、美しい村というのを村長が掲げているということをよく周知されているがゆえに、なぜここは草が刈ってないんだとか、結局ここは何でこうなんだということが、結構今度は逆に、言っている割には何でという言葉が住民のほうから聞かれることも逆に多くなってきました。

それで、日本で最も美しい村推進事業というものは、この団体とのおつき合い中心の事業でありますけれども、もう少し美化的なものに対して、もう少し住民にもわかりやすい積極的な村としての対応というのが何か見えないかということもちょっと気にはなってきましたので、その点の村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

住民の皆さん方が美しい村の理念を理解していただいて、大変ありがたく思っております。

ただ、環境整備については、最近集落での人口減少に伴ってなかなか力が、集落で作業してもできかねるというようなことも重々承知はしております。美しい村事業の補助金ではないですが、御案内のとおり、集落で環境整備をやっていただくときの補助金、あるいは登録をいただいた団体がこの地域だけはしっかり守るということで、特に河川の環境整備ということでやっていただいた団体には補助金を出しております。

このことをもう少し議員おっしゃるとおり進めて、自分たちのところは自分たちで守るような、いわゆる官民共同の本当の民活の力を出していただけるような誘導政策というのにも必要かなとは思っております。今でも、新しくそういう団体をつくっていただいて、活動していただけるなら、認定をしてまいるスタンスでおりますので、そういったことを議会の皆さん方にも地域へ流していただいて、村はそれで全部守れるとは思いませんけれども、それでも気になるところは自分たちでやっていこうよ、ある程度の負担は助成は得られるよというようなことを御周知いただきまして、どんどんこの輪を広げていけば、それこそ村中がきれいな環境整備ができていくのではないかと。ただ、御意見の中で川だけやないよということが出てくるかもしれませんが、そのことについては協定集落とか、そういったところへも十分お願いをしておりますし、シルバーの皆さんへも実際、費目は違いますが、環境整備をお願いしてやっておりますので、輪を広げたいというのは同じ思いですの

で、今後とも住民、官民挙げて村を守っていききたいという姿勢でいきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、決算議会でするので、決算書に実はまとめると僕が言ってみたり、ばらけたままでいいよと言うので、首尾一貫性がないように思われるとちょっと心配ですけれども、今回みたいに村長が、答弁の中では、実は美化のためにはこういうふうに援助している、こういう援助していると、結構たくさんの項目にわたって出てきます。残念ながら村民にそれが十分伝わってないというのが、逆に現状じゃないかと思しますので、美しい村という看板の下にここの事業だけではなくて、そういうふうに美化のためにどれだけ村が援助しているかということなんかも一覧としてわかるような方法で、もし村民のほうにお伝え願えれば、今回のような僕の質問を入れる間もなく、住民の方が十分理解していただけるし、官民共同の、民民ではなくて官がちゃんと絡んでいるんだということも十分伝わっていくんじゃないかと思いますが、ちょっとそれについて最後村長のお気持ちだけお伝えください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私が毎月1回出演をしておりますCATVの番組、あるいは広報「ひがししらかわ」、ここでしっかりとお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

決算説明資料の52ページ、全教の折にも質問させていただいたんですが、再度質問させていただきます。

負担金、補助金及び交付金のところで、食と文化の館のところで電気フライヤーを買われた予算が67万7,000円のところ33万3,036円ということで、安くなっていることはとてもありがたい、うれしいことなんですが、予算どりする時点でもう少し正確な予算というものが出たような気がするのですが、それについて説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

4番議員さんの質問にお答えします。

給食センターの事務は、中津川市に事務委託をしている関係で、給食センターの備品購入においても中津川市にお願いしています。当初予算時には、参考見積もりということで予算化をしまして、予算当年度において中津川市において複数の業者による入札会を開き、価格が決定されます。村への負担金もそのときで決定してきますので、そういったことと、それから中津川市は加子母だけ給食センターがあるわけではなく、複数の給食センターがある関係で、備品も一度に購入するという大きな入札会を開く関係で、値引き率も上がってくるということと、それからまた業者のほうから、要は同等品ということで提案があつて、参考見積品よりも安価に買えるものを提案してくる場合もありますので、そういったことも今回の負担金が安くなったという理由につながると思いますのでお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

説明資料の中の23ページにございます地方創生事業費の中のECモールの、多分ホームページの維持管理のための臨時雇用についてのことなんですけど、何が問題かと言いますと、先日、災害等があったとき、実は災害等のときも本来でしたらホームページ等もそれに連動しながらさまざまな情報発信がなされるべきだと思いますけれども、よく考えてみたら、この臨時雇用の方がそのホームページの主たる担当になっていましたときに、果たして災害等、村がどんな場合でも情報を発信するということに対して、現時点でしっかりした体制がとれているのならよろしいんだと思いますけれども、その辺が大丈夫かという不安も含めまして、この臨時雇用の方がやっているということというのはECモールになっていますけれども、たしかこの村の方式はECモールの仕組みを使って全ての情報発信、ホームページを管理しているということになっていたはずですので、ちょっとその辺がこれでいいのかということも含めまして、現状がどうなっているかと両方お答え願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

台風21号による災害の折の情報発信は、ホームページでも2回村の情報を取りまとめてホームページ上で情報発信をしております。その情報発信は、主な目的としては村外にお住まいの御子息様、御親戚の皆様が現在村がどういう状態になっておるかというのが、電話も一部通じないというようなこともありまして、大変危惧されておることが想像されますので、停電の地域、それから水の様子、それから被害状況について、避難所にどれだけ集まっているとかそういう情報をまとめてお流しをしました。これについては、もちろんこのホームページの担当者が制作をして出しますので、ウイークデーにこの間には行っております。ただ、これからずうっとのことを考えますと、な

かなか彼女のスキルも今非常に高いところにありまして、私、係長、それから周囲の担当者がございますけれども、複数でそうした技術を共有していくということは、もちろんこれから大事なことになると思いますが、災害時に上手な対応ができるような体制を心がけてまいりたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

決算説明資料の43ページをお願いします。

一番上の有害鳥獣捕獲事業の中で5番目の補助金63万7,700円の中にあると思っておりますけれども、実は私が言いたいのは、夏休みにまちのほうから子供が東白川へ遊びに来ると。遊びに来てどこで遊ぶかという、やはり川へ行きたいということで川へ行くんですけども、川の水はきれいではないんですけども、魚がいないということで非常につまらないという話を聞きます。昔は、私もJAの関係で、魚がいないのは農協が進めておるお茶の消毒、あるいはトマトの消毒のせいやということ言われた時期もありました。しかし、それは間違っていたということがわかりました。

一番思うのは、カワウもいますけれども、ちょっと体の大きいアオサギという鳥が一番悪いということで、先般も農協のゲートボール大会がありました。そのときに白川の猟友会のずうっと上の人が言ってみえましたが、この鳥は体も大きくてどんな魚でも1日に何キロと食べるということで、こいつを退治しなあかなんということを言ってみえました。

そんなところで、このアオサギというものは、年間駆除することができるのか、またどれだけとっていいのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

アオサギについては、まず最初申しますのは、鳥獣というのはまず守ることを前提になっております。それで、いろんな鳥獣に対しましては、ふえ過ぎたものは数を調整するという意味で有害鳥獣事業とかというのがあるわけなんですけれども、現在、鳥に関しましてはカワウは対象になっておりますが、サギについてはちょっと対象になっていないということで、捕獲対象にはなっていません。そういったことで、今後どうなるかちょっとわかりませんが、今お答えできるのはそこまでになります。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

今、課長のお答えを聞きましたけれども、ということではそのまま放置すると、魚がどんどんいなくなるということになりますもんで、全国のそういった事例もあると思いますので、そういうことが駆除できることがあるんじゃないかと。それで、白川の人に聞きましたら、ある一定の時期はとれるんじゃないかということも言ってみえましたがけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

ちょっとその白川の方のおっしゃったことは、ちょっと私もわかりません、今時点ではお答えすることはできませんけれども、こういった動物、鳥獣を捕獲するには全て法律に基づいてやっておくことでございますので、私たちがどうのこうのということではできません。そういったことで、あくまでも法律に基づいておるということだけはお答えしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

少し補足ですが、今のアオサギの食害については、課長が答えたとおりでまだ捕獲対象鳥獣になっていないんですね。これをするためには、被害を、いわゆるどれだけ食べておるよというようなことを実証して法律をつくらないといけないということになっていまして、これは行政がやるよりも漁業組合さんのあたりから漁業の保全という観点で、ある程度の動きはあると思いますけど、直接私どもがタッチしていない事業ですので、情報は共有してまいりたいと思いますが、漁業組合の総会等でお話を聞いた限りでは食害被害をどこかの単会漁業が調査を始めたという情報があって、それらが岐阜県の中でも取り上げられていけば、指定がされるかもしれませんが、なかなか課長が言ったように法律を変えるということですので、全国的な課題にもなってくるかと思います。したがって、今のところ残念ながら手を出せない状況であります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

本日、ここに平成29年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。国及び地方の戦略策定を得て、本格的な事業展開に取り組む段階となりました。村では、総合戦略の計画に基づき、地方創生推進交付金や加速化交付金を受けて、農業振興事業を、また大きなものでは拠点整備交付金による林業・木材・建築業担い手育成事業で、I・Uターンの新規担い手就業者のための住宅を整備しました。既に入居されており、この事業の必要性、重要性を感じております。

地域医療センターでは、繰越事業で五加交流サロン施設が完成し、地元の皆さんにより運営が開始されました。新たな施設で地元の方々が催しを行い、集う場所の大切さ、意味を感じております。

財政については、実質公債費比率は昨年度と同じ10.2%となり、算出が始まった平成18年度以来改善していることは村政の努力を認めるところであります。

近年、各地で自然災害が起きておりますが、それに対応すべく、消防、防災対策として小型動力ポンプ付積載車や防災対策備品の整備などを行い、村民の安心・安全のために体制の強化に力を入れられていることは高く評価いたします。

さらに子育て支援では、新たに奨学金等返済支援助成金制度を開始し、村へ帰っていきいたいと思う若者たちがどんどんふえることを願います。29年度は既に7名の利用者があり、さらに周知を進めていっていただきたいと思っております。

滞納に関しては、滞納者が出ないように、また徴収率の向上に努力されていることは認めますが、監査委員の報告にもあるように、滞納・不納欠損は完納者との不均等が生じます。さらなる努力、また新たな取り組み方法を期待いたします。

全体を通しまして、財政厳しい村でも村民が心豊かな暮らしができた29年度であったと思っております。村政の努力を認め、さらにこの決算における問題点を31年度の予算編成に生かしていただくことを望み、平成29年度の決算認定の賛成討論とします。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決します。

この表決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。

平成30年9月13日、議会運営委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申し出事項について、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員